

宮崎県クラウドサービス型生成A I サービスの共同調達・共同利用に関する情報 提供依頼(R F I)説明書

1 目的

生成A I の急速な進歩を踏まえ、県では行政サービスへの積極的な活用により職員の業務負担軽減や住民サービスの充実などを推進するため、県内の複数の基礎自治体と生成A I を共同で調達・利用する予定です。

これにより、利用方法の共有、研修の共通化や経費削減を通じて、県・市町村双方の負担軽減を図ることを想定しています。

今回のR F I では、各社が提供する生成A I サービスの概要や特徴、利用金額について、広く情報収集を行うことで、共同調達や共同利用を行うにあたって必要な内容を確認することを目的としています。

なお、現時点では、共同調達・利用を行う基礎自治体は確定しておりません。

2 システム概要等

別紙「クラウドサービス型生成A I サービス仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照。

3 情報提供依頼内容

(1) 回答書(様式1)

ア 事業者概要について

事業者名、所在地、主な事業内容を御記入ください。

イ 他自治体での実績について

他自治体等で生成A I サービスを導入した実績を記入してください。

また、複数の自治体で共同調達や共同利用（※）されている実績があれば、併せて記入してください。

※共同調達・共同利用の定義は、調達であれば1回の調達（入札等）で複数の自治体に導入されることを想定しています。また、共同利用の考え方については、各社にて判断していただいて構いませんが、「共同利用」の具体的な内容を記載していただくようお願いします。

(2) 機能概要書（様式2）

仕様書にある仕様内容を確認するものです。また、各社の特徴などPRポイントなどがあれば、こちらに併せて記載していただくほか、必要に応じて、説明資料等の追加添付をお願いします。

Excel 形式の表について、行の高さは自由に設定していただいて、構いません。

(3) 概算費用・見積書(様式は任意ですが、自治体ごとの金額がわかるように記載)

利用自治体数及び利用人数については、仕様書3(3)のとおり、仮定の内容で費用を積算していただくようお願いします。

また、画像生成枚数の制限の有無などで金額が変更となる場合は、それぞれのパターンにおける複数の見積書を提出していただいても構いません。

4 資料の提出方法

(1) 提出様式

ア 様式1(回答書)、イ 様式2(機能概要書)、ウ 見積書

(2) 受付期限

令和8年9月7日(月)午後3時まで

(3) 提出先・問合せ先

宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル戦略推進担当 川端・中西

電子メール：digital^{エル}-suishin@pref.miyazaki.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールにて上記のメールアドレス宛に送付してください。

電子メールにタイトルは必ず「宮崎県クラウドサービス型生成AIサービスの共同調達・共同利用に関する情報提供依頼(RFI)」について」としてください。

電子メールのサイズは合計10MB未満で送信してください。容量の大きいファイルを添付される場合(合計10MB以上)には提出先まで事前に御連絡ください。ファイルの送受信方法をお知らせします。

5 本件に関する質問

本情報提供依頼に質問がある場合は、以下のとおりとします。

(1) 電子メールにて4(3)の提出先まで送付してください。

様式は不問ですが、箇条書きで質問内容を明確にしてください。

(2) 件名は「【RFI質問】生成AIサービスの共同調達について」としてください。

(3) 質問の受付締切は令和8年8月31日(月)午後4時までとします。

(4) 回答は質問受付後、2営業日以内に電子メールで回答します。

6 注意事項

(1) 本RFIは、今後のシステム調達を検討するにあたり、その前段階として、一般に提供されている各サービスが有する機能や費用等について、広く情報を得るための手段として実施するものであり、本情報提供について、今後の調達実施の有無や調達を実施した場合における契約に対する意味を持つものではありません。

(2) 本RFIに対して、どのような情報提供を受けても、それをもって将来において、製品の導入を約束するものではありません。

(3) 情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、提出された資料等の内容等について照会又は追加の資料提供を依頼する場合があります。

(4) 本RFIの実施に要する費用は、すべて事業者等の負担でお願いします。

(5) 本RFIにおいて提供を受けた情報、資料等は返却しません。

(6) 提供を受けた情報、資料等については、提供者に断りなく他者に提供しません。

(7) 情報提供を受けた製品等の情報については、今後、システムの調達を実施することとなった場合において、調達仕様書に反映する場合があります。